

(別記様式第1号)

計画作成年度 (変更)	令和2年度 (令和4年度)
計画主体	水戸市

水戸市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 水戸市役所産業経済部農産振興課
所在地 茨城県水戸市内原町1395番地の1
電話番号 029-259-2212
FAX番号 029-259-2480
メールアドレス nousan@city.mito.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	水戸市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度調査結果）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	211.4 千円 (20a)
	飼料用トウモロコシ	382.3 千円 (90a)
	カボチャ	81.7 千円 (2a)
	しょうが	102.9 千円 (0.8a)
	かんしょ	229.3 千円 (4.5a)
	クリ	18.0 千円 (2a)
	小計	1025.6 千円 (119.3a)
ハクビシン	トウモロコシ	7.7 千円 (0.3a)
	合計	1,033.3 千円 (119.6a)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ イノシシの生息域は、被害農地、捕獲地、出没の目撃情報が多い水戸市北西部の森林公園を中心とした丘陵地帯から東方面に被害地域が拡大しつつある。 被害金額は、平成22年度が最大（23,585千円）となっており、以後減少傾向にある。 被害発生は、4月から11月の期間が多く、特に水稻、果樹、飼料作物等が食害を受けており、水田畦畔等の掘り起こしによる被害も多い。</p> <p>○ハクビシン ハクビシンの被害は、年間を通して市内全域で発生しており、令和2年度に入り野菜等の被害情報や相談が増えている。 生息域は、耕作放棄地や空き家等を棲み家・隠れ家していると推測され、被害区域の拡大が予想される。</p> <p>○アライグマ アライグマの生息域は、水戸市東部、北西部の農地や耕作放棄地及び中</p>

心市街地の空き家等が棲み家となっている。被害については、野菜等の食害の報告があり、被害区域が拡大している。
 ※なお、ハクビシンとアライグマの被害は類似しているため、両獣種への対策に取り組み、被害の軽減を図る。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
イノシシ	1,026千円	800千円
ハクビシン アライグマ	8千円	5千円
合計	1,034千円	805千円

指標(被害面積)	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
イノシシ	119.3a	95.0a
ハクビシン アライグマ	0.3a	0.2a
合計	119.6a	95.2a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲隊によるわな等を用いた捕獲 農業者による「箱わな」を用いた個人捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲隊員の高齢化による捕獲圧の低下 狩猟免許のある地元農業者の不足 捕獲後の経費、労力等
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵設置促進のための購入費助成 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な設置方向及び管理方法の習得 電気柵設置箇所に隣接する未設置圃場で被害が発生することから、広域的に設置し、効率化を図ることが必要。

生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の高齢化及び遠隔地居住により、土地の管理ができない。
--------------	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員の確保と育成 ・隣接市町との時期を統一した一斉捕獲の実施 ・地元農業者の狩猟免許取得の推進 ・地域ぐるみの有害鳥獣による被害防止への環境づくりに向けた普及啓発 ・地元農業者による地域一体的な電気柵の設置推進 ・農地へ近づけない対策として、有害鳥獣の生息域と思われる耕作放棄地の解消や農地周辺環境整備

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員により編成した有害鳥獣捕獲隊による「わな」を中心とした捕獲の実施 ・有害鳥獣捕獲隊補完のため、狩猟免許を持つ農業者による「わな」を用いた個人捕獲の実施

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会と連携した若年層への狩猟免許取得促進による、捕獲隊員の確保と育成 ・ 隣接市町との一斉捕獲の推進 ・ 被害状況調査、鳥獣の生息調査
令和4年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会と連携した若年層への狩猟免許取得促進による、捕獲隊員の確保と育成 ・ 隣接市町との一斉捕獲の推進 ・ 被害状況調査、鳥獣の生息調査
令和5年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会と連携した若年層への狩猟免許取得促進による、捕獲隊員の確保と育成 ・ 隣接市町との一斉捕獲の推進 ・ 被害状況調査、鳥獣の生息調査

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																																															
<p>被害地域の大部分が鳥獣保護区という特徴から、狩猟による捕獲が見込めないため、わな等による捕獲を行う。また、捕獲体制は、捕獲隊による有害鳥獣捕獲を中心とし、それを補完するものとして、農業者個人に有害鳥獣捕獲を許可し実施する。</p> <p>捕獲計画は下表の捕獲実績と、被害状況、捕獲状況等の結果を踏まえ、効率的な捕獲を実施する。</p> <p>(イノシシ及びハクビシン等の捕獲実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>捕獲隊による捕獲</th> <th>個人による捕獲</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度イノシシ</td> <td>63頭</td> <td>8頭</td> <td>71頭</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>2頭</td> <td>0頭</td> <td>2頭</td> </tr> <tr> <td>平成30年度イノシシ</td> <td>100頭</td> <td>6頭</td> <td>106頭</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>1頭</td> <td>0頭</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>令和元年度イノシシ</td> <td>68頭</td> <td>12頭</td> <td>80頭</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>1頭</td> <td>0頭</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度イノシシ</td> <td>85頭</td> <td>0頭</td> <td>85頭</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>20頭</td> <td>0頭</td> <td>20頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年度イノシシ</td> <td>83頭</td> <td>1頭</td> <td>84頭</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>21頭</td> <td>0頭</td> <td>21頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(参考：令和4年度の捕獲数：イノシシ47頭、ハクビシン25頭、アライグマ12頭) 12月末時点</p>				年 度	捕獲隊による捕獲	個人による捕獲	合 計	平成29年度イノシシ	63頭	8頭	71頭	ハクビシン	2頭	0頭	2頭	平成30年度イノシシ	100頭	6頭	106頭	ハクビシン	1頭	0頭	1頭	令和元年度イノシシ	68頭	12頭	80頭	ハクビシン	1頭	0頭	1頭	令和2年度イノシシ	85頭	0頭	85頭	ハクビシン	20頭	0頭	20頭	令和3年度イノシシ	83頭	1頭	84頭	ハクビシン	21頭	0頭	21頭
年 度	捕獲隊による捕獲	個人による捕獲	合 計																																												
平成29年度イノシシ	63頭	8頭	71頭																																												
ハクビシン	2頭	0頭	2頭																																												
平成30年度イノシシ	100頭	6頭	106頭																																												
ハクビシン	1頭	0頭	1頭																																												
令和元年度イノシシ	68頭	12頭	80頭																																												
ハクビシン	1頭	0頭	1頭																																												
令和2年度イノシシ	85頭	0頭	85頭																																												
ハクビシン	20頭	0頭	20頭																																												
令和3年度イノシシ	83頭	1頭	84頭																																												
ハクビシン	21頭	0頭	21頭																																												

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方につ

いて記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	120頭	120頭	120頭
ハクビシン	40頭	40頭	40頭
アライグマ	—	—	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ、ハクビシン、アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会による捕獲隊を編成し、下記捕獲予定場所において、くくりわな、箱わなにより捕獲を実施する。捕獲時期は、春季が4月中旬から6月上旬、秋季が8月下旬から10月上旬。 ・ 捕獲予定場所 <ul style="list-style-type: none"> 水戸地区：谷津町・木葉下町・全隈町・成沢町・飯富町・田野町 ・加倉井町・開江町・渡里町・藤井町 内原地区：杉崎町・有賀町・黒磯町・三野輪町・田島町 ・ 個人による捕獲（わな） 通年（捕獲隊による捕獲期間を除く。）

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	<p>該当なし</p> <p>【許可権限移譲済み】</p> <p>イノシシ、ハクビシン、アライグマ</p> <p>(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする鳥獣の捕獲等の許可については、茨城県知</p>

	事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み)
--	----------------------------------

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	電気柵 3 ha	電気柵 3 ha	電気柵 3 ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	・リーフレット等を活用した、侵入防止柵の管理方法習得及び被害防止への環境づくりの普及啓発	・リーフレット等を活用した、侵入防止柵の管理方法習得及び被害防止への環境づくりの普及啓発	・リーフレット等を活用した、侵入防止柵の管理方法習得及び被害防止への環境づくりの普及啓発

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵購入費への市及び県の補助を活用した、地元農業者による地域一体的な電気柵の設置推進 ・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発
令和4年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵購入費への市及び県の補助を活用した、地元農業者による地域一体的な電気柵の設置推進 ・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発

令和5年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵購入費への市及び県の補助を活用した、地元農業者による地域一体的な電気柵の設置推進 ・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発
-------	------------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

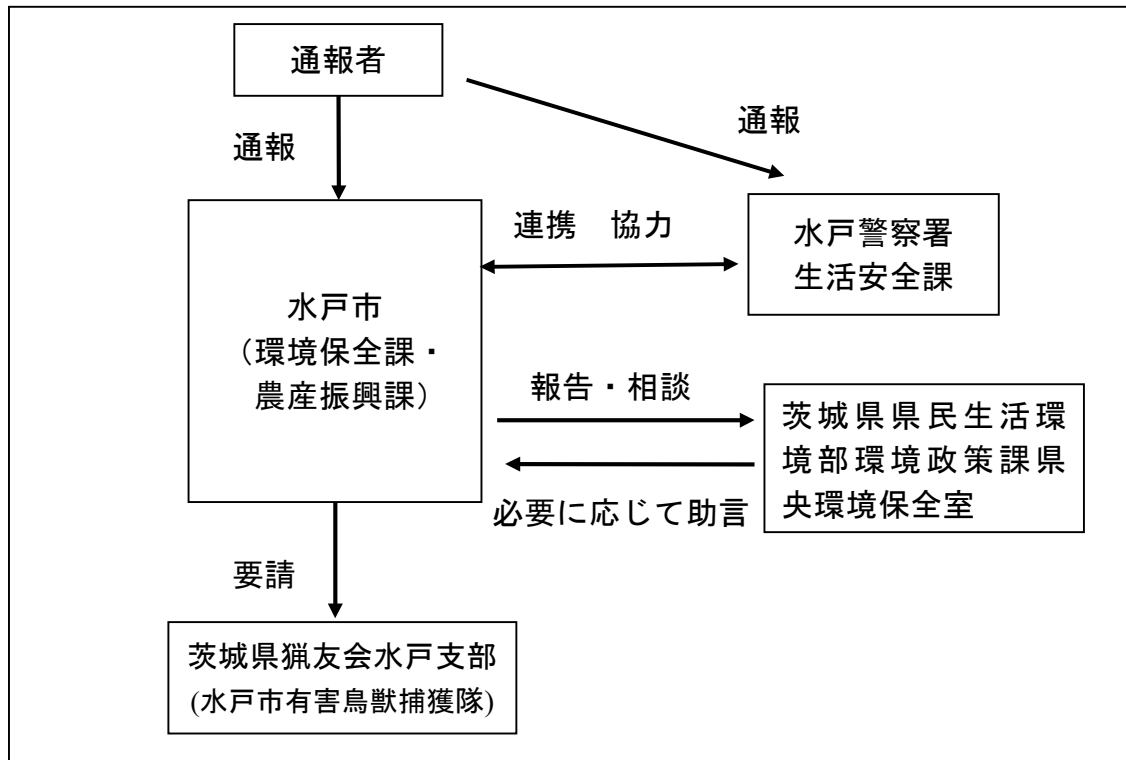
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
水戸市（環境保全課・農産振興課）	茨城県、警察、猟友会と連携した対応を図る
茨城県県民生活環境部環境政策課県央環境保全室	水戸市、警察、猟友会と連携して対応を図る
茨城県水戸警察署 生活安全課	水戸市、茨城県、猟友会と連携して対応を図る
茨城県猟友会 水戸支部（水戸市有害鳥獣捕獲隊）	水戸市、茨城県、警察と連携して対応を図る

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

水戸市清掃工場において焼却処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ肉は、現在、出荷制限指示を受けており、出荷制限が解除された場合には、地域の需要を踏まえたうえで、食品等としての利用について検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県県民生活環境部環境政策課県央環境保全室	野生鳥獣の保護管理及び鳥獣保護管理法に関する助言
水戸警察署内原交番	捕獲期間中、地域住民等の安全安心を担い、パトロールの強化
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	普及啓発活動連携等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

必要性について協議し、必要と認められる場合には設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。